

ケース2を権利化する

特許権は「排他権」であるため、出願日の先後によらず、特許権が重複する態様では両者とも実施できない。

他社特許のうち権利が及ばない領域(穴あき)に新たな特許を成立させることで、他社による独占実施を突き崩すことができる。

